

## 令和6年度防災eラーニング講座教材作成業務 企画提案に係る仕様書

### 1 委託業務の名称

令和6年度防災eラーニング講座教材作成業務（以下「本業務」という。）

### 2 委託期間

契約締結日から令和7年1月31日まで

### 3 業務の目的

これまで宮城県では、地域の防災リーダーとなる人材の育成を目的とした会場参集型での講習会を多数実施してきたが、参加者が高齢層の男性に偏る傾向がみられ、現役世代や若年層、女性の参画が課題となっている。

本業務では、インターネットを通じ、時間や場所を選ばず手軽に防災に関する基礎知識等を学ぶことができる機会を創出することで、これまでの県の講習会等には参加が得られなかった層の参画を得ることを目的とする「防災eラーニング講座」の教材作成を行うもの。

### 4 業務内容

本業務を受託した事業者（以下、「受託者」という）は、次の事項に留意の上、講座の全体構成及び内容の検討、講義スライド及び講師台本原稿の作成を行うこと。詳細については、受注者から提案された企画内容を基に、宮城県（以下、「発注者」という）と緊密かつ十分に協議し決定する。

なお、本業務で作成した講義スライド及び講師台本原稿を用いた講義動画の作成及びwebへの掲載、その他の講座の実施に関する業務は、発注者が行う。

#### (1) 運営体制の構築及び計画の策定

受注者は、事業受託決定後、委託者と協議の上速やかに運営計画書を作成するとともに、業務に当たっては、業務全体の責任者及び各業務の担当者を定め、運営体制を構築し、発注者に報告すること。

#### (2) 教材スライド及び講師台本原稿の作成

イ 分量 講義は1回当たり10分程度とし、全体で10回程度の分量とする。

ロ 規格

(イ) 講義スライド Microsoft PowerPointで作成すること

(ロ) 講師台本原稿 Microsoft Wordで作成すること

ハ 校正 2回以上

#### (3) 内容

- イ 作成にあたっては、業務の目的及び以下の基本方針を踏まえること。
  - (イ) 講座の体系は、別紙1を素案とし、発注者と協議して決定すること。
  - (ロ) 受講者の想定は中学生以上とし、説明にはなるべく平易な表現を用いること。
  - (ハ) 講座は、基礎的な内容を中心とすること。
  - (ニ) 講義スライドは、パソコンやタブレット等の画面上で見やすいフォント及び大き  
さで作成し、スライド1頁当たりの情報量が多くなりすぎないように配慮すること。  
また、図表やイラストを適宜使用すること。
- ロ 教材スライド及び講師台本原稿の内容やデザイン等は、発注者と十分に協議して  
決定するものとし、修正や協議による変更についても速やかに対応すること。
- ハ 校正は発注者、受注者双方の合意が得られるまで実施すること。

#### (4) 独自提案

本事業に有効と思われる企画提案があればすること。独自提案のために新たにかかる費用については、委託金額に含めること。

#### 4 成果物の納入先及び納期

本業務における成果物の納入先及び納期は以下のとおりとする。

##### (1) 講義スライド及び講師台本原稿の電子データ

イ データ形式

(イ) 講義スライド Microsoft PowerPoint

(ロ) 講師台本原稿 Microsoft Word

ロ 納入方法 発注者の指定する方法により電子データで納入

ニ 納入先 宮城県復興・危機管理部防災推進課

ホ 納入期限 令和6年12月2日(月)

##### (2) 業務完了報告書

イ 納入先 宮城県復興・危機管理部防災推進課

ロ 提出期限 成果品納入後1か月以内

#### 5 成果の帰属及び秘密保持

- (1) 受注者は、本成果物の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第  
28条までに規定する権利をいう。)を全て発注者に譲渡し、自己の有する著作者人格  
権は行使しない。
- (2) 制作物の作成や事業実施に必要な許認可等の事務手続きについては、全て受注者が行  
うこと。
- (3) 第三者の著作物を利用して作成する場合は、第三者の許諾を得ておくこととし、画像  
等の著作権・肖像権処理などに関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応  
し解決するものとする。

- (4) 第三者が権利を有している画像等の二次利用を含め、発注者の判断により、画像等を自由に利用でき、発注者が運営するウェブサイト等への掲載が可能となるような適切な権利処理を受注者において行うこと。また、権利処理に当たって手続きした書類（写し）を提出すること（様式は任意）。
- (5) 受注者（再委託をした場合の事業者を含む。）は、本業務の実施により知り得た個人情報取扱いに関し、別記個人情報取扱特記事項を遵守するものとする。

## 6 その他

- (1) 作業に要する機材、消耗品等は受注者が準備すること。
- (2) 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、第三者に業務を再委託することはできない。
- (3) 本仕様に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。
- (4) 本業務の遂行に際しては、上記に定めるもののほか、環境配慮の観点から次の事項を遵守するものとする。
  - イ 照明を使用する場合には、適切な明るさ、不要場所の消灯等電気使用量の節減に努めること。
  - ロ 廃棄物が発生する場合、再生可能な資機材の使用等、廃棄物の発生抑制に努めること。
  - ハ 車両を使用する場合、交通ルールを守る、免許証の携帯を確認するなど安全運転を徹底すること。適切な大きさの車両を使用し、効率的な運行に努めること。駐停車中の不要なアイドリング停止等エコドライブを徹底すること。
  - ニ 令和6年度宮城県グリーン購入の推進に関する計画（令和6年3月）の判断基準を満たすこと。

1 はじめに【10分】

- 「公助」の限界と「自助」・「共助」の重要性
- 女性や若者の参画の必要性

2 地震及び津波に備える防災対策

(1) 宮城県における近年の地震・津波災害【10分】

- 宮城県における近年の地震・津波被害の概要

(2) 地震・津波の危険性【10分】

- 今後発生が見込まれる地震、宮城県第5次地震被害想定調査
- 震度と揺れ・被害の程度
- 津波の危険性
- 津波ハザードマップ（津波浸水想定）

(3) 地震・津波からいのちを守る対応【10分】

- 地震によって生じる被害の概要
- 地震発生後にとるべき行動
- 避難する場所
- 津波警報・注意報の種類と津波対策（避難）

(4) 地震・津波への備え【10分】

- 室内の安全対策（転倒・落下防止、レイアウト）
- 耐震補強
- 非常用持出し袋、備蓄、ローリングストック、トイレ対策
- 安否確認の方法

3 風水害に備える防災対策

(1) 宮城県における近年の風水害【10分】

- 宮城県における近年の風水害の概要

(2) 風水害がもたらす被害と影響【10分】

- 「風水害」に関する解説（外水氾濫、内水氾濫、土砂災害、高潮災害、風害）
- 大雨・台風によって生じる被害の概要
- ハザードマップ

(3) 風水害からいのちを守る対応と備え【10分】

- 避難情報の種類と状況に応じた避難行動
- 大雨・台風の接近時に危険な場所、注意すること
- マイ・タイムライン

4 自主防災組織の役割と活性化の方法【10分×2】

- 自主防災組織の位置づけ・役割
- 平常時の活動、災害時の活動
- 自主防災組織の運営
- 地区防災計画制度
- 避難行動要支援者の避難支援
- 自主防災組織の活性化